○経済産業省告示第五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年一月四日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年一月二十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	氏名	登録番号	氏名
407286	石村　良治	407287	伊地知　拓
407288	桑本　繁	407289	松井　裕志

○経済産業省告示第六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十二年一月四日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年一月二十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

（変更後）		（変更前）	
登録番号	氏名	登録番号	氏名
103423	藏冨　一忠	103423	藏冨　一忠
104106	高浪　正一	104106	高浪　正一
104461	尾嵜　耕策	104461	尾崎　耕策
204837	吉田　文夫	204837	吉田　文夫
215033	吉田　康二	215033	吉田　康二
403667	小林　祐子	403667	武田　祐子

○経済産業省告示第七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十二年一月四日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年一月二十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	氏名
207602	名城　禎彦

登録番号	氏名
402730	高野　弘之

○国土交通省告示第三十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会事務所の支所の名称及び所在地並びに検査事務を開始する日についての届出があったので、同法第七十四条の三第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十二日

国土交通大臣　前原　誠司

軽自動車の検査事務を行う事務所の支所の名称及び所在地並びに検査事務を開始する日

名称	所在地	検査事務を開始する日
軽自動車検査協会千葉事務所習志野支所	千葉県船橋市習志野台八丁目五十六番一号	平成二十二年二月二十二日

○防衛省告示第八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年一月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年二月一日から同月五日まで（予備、同月六日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

自衛艦七隻

実施艦

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年一月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年二月三日及び同月四日（予備、同月五日）の毎日〇六〇〇から一七〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦

その他

自衛艦六隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年一月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年二月三日及び同月四日（予備、同月五日）の毎日〇六〇〇から一七〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦

その他

自衛艦六隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年一月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年二月九日（予備、同月十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分五二秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

自衛艦三隻

実施艦

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

日時　平成二十二年二月九日（予備、同月十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒